

# 令和3年度

## 第9回 佐々町農業委員会総会議事録

令和3年12月24日（金）

佐々町農業委員会



令和3年12月 第9回 佐々町農業委員会総会議事録

1. 招集年月日 令和3年12月24日(金)午後13時30分  
 2. 招集場所 佐々町役場 3階第2会議室  
 3. 開 会 令和3年12月24日(金)午後13時30分

4. 出席委員 (18名)

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1	吉野 裕 君	2	濱野 努 君	3	池田 邦義 君
4	藤永 茂 君	5	築城 武美 君	6	和田 貞子 君
7	坂口 隆英 君	8	藤永 九市 君	9	寶持 雅祥 君
10	池田 晴良 君	11	井手 俊博 君	12	山下 夕見子君
13	濱野 卓也 君	推進委員	林 勇作 君	推進委員	福田 庄治 君
推進委員	筒井 浩一 君	推進委員	玉置 義則 君	推進委員	大瀬 敏幸 君

5. 欠席委員 (0名)

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名

6. 職務のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
事務局長	橋川 貴月 君				

7. 議事録署名委員

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
12	山下 夕見子君	13	濱野 卓也君		



8. 本日の会議に付した案件

(1) 会長挨拶

(2) 議事録署名委員の指名

(3) 報告事項

報告第1号 一時転用届出書について

(4) 審議事項

第26号議案 農用地利用集積計画の承認について（利用権設定）

第27号議案 あっせん申出書について

(5) 協議事項

○佐々町農業振興地域整備計画変更に係る意見聴取について

(6) その他

① 農業者年金加入、全国農業新聞購読について

② 1月定例会の日程について

③ その他



事務局長（橋川 貴月君） 定刻を過ぎましたけれども、ただいまから第9回佐々町農業委員会総会を始めさせていただきたいと思っております。

初めに、吉野会長から御挨拶をお願いいたします。

会長（吉野 裕君） 皆さん、こんにちは。今年もあと残すところ1週間となります。今年は何と言ってもコロナで始まって、コロナに振り回されたといえますか、そういう1年ではなかったかと思えます。各地域においても、行事やイベント、集会、会合などはできず、縮小、延期、中止となった1年です。

今年は、各地、災害もありましたけれども、8月の長雨ぐらいで、当地域においては、そう大きな災害もなかったのではないかと思っております。米も平年作であったと報告を受け取っております。長崎県全体でも、1万800haが作付され、5万800トンの生産量が12月現在で報告されております。長崎県の場合は、生産目標は1万2,000ha余り作付がありますけれども、1割ぐらいが、まだ作付に余裕があるというか、乖離があります。

長崎県内の米の卸売業者さんなどの意見としては、県産米の価格を維持するためには、もう少し県産米の収量がほしいということが言われております。そうしないと、他県産の安い米が入ってくるということで、そういうことが望まれております。

また明日から寒くなるそうです。年内、寒波が襲来するということです。コロナに関しても、第6波と懸念されております。皆さんにおかれましても、体調管理を十分にされ、また作物の管理にも注意されて、御家族そろって新年を迎えられることを祈念しております。

以上です。

事務局長（橋川 貴月君） どうもありがとうございました。

本日の出席議員は全員です。最適化推進委員についても全員出席でございます。委員会は定数に達しておりますので、総会は成立していることを御報告いたします。

佐々町農業委員会会議規則第6条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、議事の進行を吉野会長をお願いいたします。

会長（吉野 裕君） 案件につきましては、佐々町農業委員会総会会議規則第3条により、付議事項はあらかじめ通知しておりましたので、この日程でよろしいでしょうか。（「異議なし」の声あり）これより議事に入ります。

まず、日程（2）の議事録署名委員の指名を行います。佐々町農業委員会総会会議規則第27条の規定に基づき、議長が定めることとなっておりますので、12番、山下委員、13番、濱野委員を指名しますのでよろしく申し上げます。

以上で、日程（２）を終わります。

次に、日程（３）の報告事項に入ります。報告第１号 一時転用届出書について、事務局の説明を求めます。事務局長。

事務局長（橋川 貴月君） 資料の１ページ目を御覧ください。

報告第１号、一時転用届出書。

借りる人、〇〇〇〇、〇〇〇〇さん。貸す人、〇〇〇〇、〇〇〇〇。耕作者も同上です。施工業者ですけれども、株式会社〇〇〇〇、〇〇〇〇さんになっております。

目的ですけれども、佐世保道路４車線化に伴う須崎橋施工のための工事用進入道路設置となっております。

内容は、盛土が $99.8\text{ m}^3$ 、アスファルト舗装 $35.5\text{ m}^2$ 、大型土のう２８袋ということで、作業場所として佐々町須崎免字下須崎５５０番１、地目が田、面積が $850\text{ m}^2$ 、そのうち一時転用が $60.9\text{ m}^2$ 。

工事期間としましては、令和４年の１月４日から令和６年２月２９日までということで申請が出ております。

２ページ目を御覧ください。確約書が提出されております。

資料の６ページを御覧ください。場所の説明をいたします。借地契約書となっております。場所は、町道赤崎線のメロディ橋付近になります。現地の写真がつけてありますけれども、その右側にグリーンの丸で囲んだところ、黄色い部分が、今回、農地転用の場所になります。それと、同じページの下に断面図と記載されて、大型土のうを左側に積んで、幅員の約６ｍの道路を造るということになっています。

７ページを御覧ください。現地の写真です。現地のグリーンで書いてあるところが一時転用の場所になります。

以上、一時転用については報告を終わります。

会長（吉野 裕君） 何かこの件につきまして、御意見、御質問はありませんか。よろしいですか。なければ、報告事項を終了いたします。

次に、日程（４）審議事項に入ります。

第２６号議案 農地利用集積計画の承認についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。事務局長。

事務局長（橋川 貴月君） 資料の９ページを御覧ください。

第２６号議案 農地利用集積計画の承認について（利用権設定）。農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定により、別紙のとおり計画を定めたいので、本委員会の承認を求めます。令和３年１２月２４日。

次のページ、10ページを御覧ください。

再設定となります。佐々町農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想第4の1の(5)の規定による農地利用集積計画書。

権利の設定を行う者。貸手農家として、〇〇〇〇、〇〇〇〇さん。権利の設定を行う者、借り手農家として、〇〇〇〇、〇〇〇〇さん。土地の所在、市場免字倉前77番1、地目、畑、面積、1,112m<sup>2</sup>、権利の種類、賃借権、区域・区分、農用地。今回の設定内容、金納年間3,000円、5年間。ほか21件の再設定の内容となっております。

13ページを御覧ください。

これは新規となります。佐々町営農経営基盤強化の促進に関する基本的な構想第4の1の(5)の規定による農地利用集積計画書。

権利の設定を行う者、貸手農家、〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。権利の設定を行う者、借り手農家、〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。土地の所在、沖田免字矩ノ手、地番、218番1、地目、田、面積、1,042m<sup>2</sup>、借り手農家、耕作面積1万4,018m<sup>2</sup>、権利の種類、賃借権、区域・区分、農用地。今回の設定内容、物納、年間60kgで5年間。ほか1件の新規となっております。

以上、説明を終わります。

会長(吉野 裕君) この件で何か御意見、御質問があられる方はいらっしゃいませんか。8番。

8番(藤永 九市君) ちょっと確認をしたいと思います。この件につきましては、その都度に応じて、こういう形で利用集積に取り組んでおられるのですけれども、いずれにしても、事前に貸手、借手に対しての意向調査といえますか、大体、何か月か前にありますよね。次はどうしますかということで、意見の伺いを、どちらとも出してくることになっていると思います。何日かくらい前にありますし、また、私はこの関連で聞いたところ、何の伺いもなかったという声も聞いたものですから、まちまちにあるのかどうなのか。ちゃんとしておらすものか。その辺を全体的に確認したいと思います。貸手、借手に対して、事前に通知をして、もう近くなってきておりますけれども、継続してしますか、どうですかという案内はされていると思うんです。たまたま、失礼ながら、事務局長が変わったりすることになれば、その辺がずれて分からなかったりすることもあるかもしれませんが、その点、しっかりとやっておられるのかどうかを確認しておきたいと思います。そういうことを、ちょっと言われたところもありましたものですから、事前になかったごとあるというふうな話で、いきなり行ったように受け止められた向きもありますから、皆さん方、そういうことはなかったものかどうかも含めて、確認を。事務局としては、そういうことはちゃんとやっているのかどうかということをお伺いしたいと思います。

以上です。

会長（吉野 裕君） 事務局。

事務局長（橋川 貴月君） 今、指摘がありました件ですけれども、申し訳ありません、今年度については、意向調査はできておりませんでした。その辺は事務局として大変申し訳なかったと思っております。

以上です。

会長（吉野 裕君） 8番。

8番（藤永 九市君） お伺いして分かりました。皆さん方も、そういうことはありませんでしたか。なかったですけどとか、いきなり行ったような感じに受け止められる向きもないかなという気もした。前は、いつもお互いに来よったですもんね。私もそういう記憶があります。だから確認しただけですので、どうこうは言いませんけれども、今後ともそういうことがないような形を、ぜひともやって、事前にそのことはしてやらんと、その場で問題が出てきたりする可能性も出てきますので。念のため申し上げただけですので、よろしくをお願いします。

会長（吉野 裕君） 事務局。

事務局長（橋川 貴月君） 指摘ありがとうございました。今後、こういうことがないように行っていきたく思いますので、よろしく願いいたします。

会長（吉野 裕君） ほかにございせんか。

今回の件は、全てとは言いませんけれども、ちょうど1年前に契約が整っていなかった分を洗い出して、今回、お願いした部分もありますので、今回、意向調査が届かなかったというのは、昨年、1年前に多分行っていると思いますので。そういう件数が何件か混ざっているということで御理解いただければと思います。

ほかになければ、第26号議案について、承認することに賛成の方の挙手をお願いします。ありがとうございました。全会一致で承認することといたします。

第27号議案 あっせん申出書についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。  
事務局長。

事務局長（橋川 貴月君） 資料の14ページを御覧ください。

第27号議案 あっせん申出書。下記農地につき、売買のあっせんを申し出ます。なお、事前に実質的に契約を締結したり、不動産業者が介入しているなど、農地移動適正化あっせん事業によるあっせんの対象とすることが不適正な事実がないことを確約いたします。ということで、所在です。佐々町迎木場免古門1328の5、田、987m<sup>2</sup>ほか2筆、合計で2,580m<sup>2</sup>。令和3年11月30日、佐々町農業委員会会長殿ということで、

申出者、〇〇〇〇、〇〇〇〇ということで申請が出ております。

次の場所の説明です。15ページを御覧ください。15ページが地図になります。町道の木場線から、集会所の少し手前のほうから右側、木場川のほうに下りていったところに今回申請された土地が3筆ございます。

16ページは現況の航空写真です。青で囲んだところが申請地となっておりまして、圃場整備された農地3筆となっております。

ちなみに、農業委員会の業務として、農地利用適正化あっせん事業を行うこととなっておりますので、今回、あっせんの申出がありましたので、佐々町農地利用適正化あっせん事業実施要領に基づき、選定委員を2名選出する必要があります。

以上、説明を終わります。

会長（吉野 裕君） 事務局からの説明がありました。何か御意見、御質問はありませんか。  
8番。

8番（藤永 九市君） たびたび恐れ入ります。この件につきましては、皆さん、名前も御存じかと思えますけれども、こうしてあっせんの申出が出ている以上は申し上げても差し支えないだろうと思えますが、〇〇〇〇さんは皆さん御存じのとおり、JAマンとして長年お勤めになって、そしてお辞めになってからは〇〇〇〇のほうの会長もなさったりして、ずっと御尽力、御活躍をいただいた方でありまして、現在、八十四、五歳になられると思います。

なぜ私が申し上げるかという、1年前、あるいは半年前から、一農業委員として、それなりにいろいろと相談を受けていたんです。その理由は、娘さんを2人持っておりながら、県外におられるものですから、後を頼む者がおらんということと、自分でも万が一のときに困るから、整理をしなければならんと思えますからというようなことで、それぞれ相談を受けてきておったんです。そして、最近、出される前の夏ごろ、どがんしたらよかやろうかとかいうようなご相談もありまして、そういう中で農業委員の一人としまして、貸し借りはやっておられますから、〇〇〇〇さんとしておるのですけれども、まず借手の方に、第一番目に相談すべきであって、即あっせんに取り組むということではなくして、そういうふうな内容でいろいろと御相談を受けておりまして、アドバイスといいますか、そういう形で進めてきた中で、出される前に、借手農家さんに相談してくれんかということで相談に行きました。1回ではできませんので、2回という形でしましたけれども、どうしてもそれはできない、どちらさんに売られてもいいですから、借手としては買えないというお返事をいただいておりますから、そういう中で、いきなりあっせんをしないというふうな指摘をしておりませんし、自分たちの整理をしたい、今後のことも考えなが

らということで、これまでの経緯を申し上げますと、ここに上がってきたわけです。

この場所は写真で見られましたとおり、国営整備事業の整備地区なんです。木場では2か所、ここと、もう一か所あるんですけども、木場は棚田の多いところですから、簡単に整備地区が成立できるところがなかったものですから。そういう中で、初めての事例です。整備地区で売りたいというのは初めて上がってきた件でありますので、金額の問題等も出てくるのですけれども、そういう経緯があったということで、皆さん方に知らせておくべきであろうと思ひまして、このあっせんにつきましては、当然、地元がしないとならんだろうという気持ちはしておりますけれども、そういうことで御承知おきいただきたいと思ひまして、補足的に御説明を申し上げます。

以上でございます。

会長（吉野 裕君） ありがとうございます。経緯については、今、8番委員さんが言われたとおりでございます。あっせん委員を選定しなければなりませんので、木場地区の方から2名なっていただけではないでしょうか。選定していただければと思います。8番。

8番（藤永 九市君） ありがとうございます。今おっしゃいました木場のほうでということでございますので、地元として、会の前に、そういうことになるだろうということで、4人でお話をしまして、結果的に、私もこれまで藤永委員、南部班長とも何回かした経験がありますので、新しい方に経験してもらいべきであろうということで、推進委員の林勇作さんと、それから農業委員の井手俊博君にお願いしたいなということで承諾をいただいておりますので、一応、皆さん方に御提案申し上げたいと思ひます。そういうことで御理解いただければと思いますので、議長、取り計らっていただけますか。よろしく願ひします。

会長（吉野 裕君） 井手委員さんと林委員さん、それでよろしいですか。（「はい」の声あり）よろしく願ひします。8番委員さんにおかれましても、何か相談のときには乗っていただけるようよろしく願ひします。

8番（藤永 九市君） それはそのとおりだと思います。そういうことでよろしく願ひします。

会長（吉野 裕君） ということで、11番の井手委員さんと15番の林委員、よろしく願ひいたします。

次に、日程（5）協議事項に入ります。佐々町農業振興地域整備計画変更に係る意見聴取について。11月の総会の折に資料は配付しておりました4件です。1件ずつ確認して、意見を伺い、回答することといたします。

まず1件目から事務局の説明をお願いします。事務局長。

事務局長（橋川 貴月君） 11月にお配りしていた追加資料としているものを御覧ください。

令和3年11月25日、佐々町農業委員会会長、吉野様ということで、佐々町農業振興地域整備計画変更に係る意見聴取についてということで、変更番号3の3ということで出ております。

資料の2ページ目を御覧ください。1枚めくったところになります。佐々町農業振興地域整備計画変更計画書ということで、変更番号3の3、申請人氏名、〇〇〇〇さん、申請人住所、〇〇〇〇、申請地所在地、佐々町皆瀬免字磨ノ乙5番3、除外面積1,092m<sup>2</sup>のうち695.82m<sup>2</sup>、現況地目、田、除外目的は宅地ということで計画になっております。

次の3ページ目を御覧ください。

申請書になります。1・の変更理由として、申請者は申請地所有者の子で所有者と同居を考えております。しかし、現在の住居では手狭でできません。同居家族の通勤及び通学を考えると、申請地が近く、最適であり、近くで条件に見合う土地を探しましたが、見つからず、やむなく当該農地を自宅を建設するため除外を申請しますということで申請書が出ております。

場所ですけれども、5ページ目を御覧ください。申請地ですけれども、町道神田線から報国炭鉱線へ入ったところ、赤で印がしてあるところになります。

引き続き6ページ目を御覧ください。字図になっています。申請地が柿色で囲んだ部分になります。5の3番地自体は全体で1,092m<sup>2</sup>ですけれども、赤で囲んだ695.82m<sup>2</sup>を農振除外申請ということで出ております。

8ページを御覧ください。現地の写真になります。②の写真ですけれども、道路と朱色で囲んだところの間が少し開いておりますけれども、ここが進入路ということで計画がしてあると伺っております。

9ページも同様です。道路との間に隙間がある部分については、進入路ということで計画がされております。

11ページです。農地としましては、隣接地は今回は申請者の土地ということで転用申請される〇〇〇〇さんのお母様になられる方が地主さんとなっております。

12ページ目を御覧ください。被害防除計画書です。(1)申請地の造成計画内容としては、現状のまま整地をして利用する。②近傍農地の日照等についての支障ですけれども、隣接農地への通路を確保し、周辺農地への日照、通風を耕作の影響が出ないようにしますということで記載がされております。

③の排水計画ですけれども、生活排水は下水道へ接続するというで計画がされております。

15ページ目を御覧ください。事業農地利用計画の変更に係る事業計画ということで、申請者が〇〇〇〇さん。2番、事業の目的として、農家住宅敷地として変更を申請しておられます。5番の変更の目的としましては、建築物の名称としては二世帯住宅を許可後に建築したい。建物の概要としては、木造瓦二階建て、総面積で131.25m<sup>2</sup>ということを出ております。

19ページを御覧ください。建物と敷地の配置図があります。右側の図面で緑の部分が汚水排水となっています。汚水は下水道へ接続、青い線が雨水排水になります。それと、図面上で上のほうに三本線で引いてあるのが、裏の農地のほうに入っていくための進入路の確保となっております。

以上、申請の概要を説明させていただきましたけれども、本来なら産業経済課のほうが今回御説明に伺うところだったのですけれども、災害の申請とか、職員のほうが出張でほとんど出払ってございまして、私のほうが代わって御説明をさせていただきました。

以上、一旦説明を終わらせていただきます。

会長（吉野 裕君） 説明がありましたけれども、転用の際には、あらかじめ、後もってまた申請が出るかと思えます。とりあえず今回の場合は除外申請のみの案件となっております。それについて、何か御意見、御質問はありませんか。5番。

5番（築城 武美君） 申請に反対するものではありませんが、申請書の字句の訂正をお願いしたいと思えます。3ページの1、変更理由の中にある下段、やむなく当該地に自宅を建設するためというのを、住宅を建設するためということで訂正を。ここは訂正をして書面にさせていただきたいと思えます。

以上です。

会長（吉野 裕君） 事務局。

事務局長（橋川 貴月君） 御指摘のとおりだと私も思っております。申請の内容について、訂正のほうを担当課のほうにも話しておきたいと思っております。よろしく申し上げます。

会長（吉野 裕君） この件について、何かほかにも御意見、御質問はありませんか。なければ、本計画の変更はやむを得ないと判断し、回答いたします。

次、2件目の説明をお願いします。事務局長。

事務局長（橋川 貴月君） 20ページを御覧ください。令和3年11月25日、佐々町農業委員会会長殿。佐々町農業振興地域整備計画変更に係る意見聴取についてということで、変更番号3の4となります。

21ページを御覧ください。佐々町農業振興地域整備計画変更計画書。変更番号3の4。申請人氏名、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん。申請人住所、佐々町須崎免363番地、申請

地所在地、佐々町木場免字柳谷149番1、除外面積601m<sup>2</sup>、現況地目、田、除外目的、宅地。

次のページを御覧ください。22ページです。農業振興地域農用地区除外申請書として、変更理由、申請地へ個人住宅を建築する目的で除外を申し出る。現在は佐々町須崎免の賃貸住宅に居住しているが、家族が増え、手狭となったことから、新たな住宅建築のための候補地を検討した。夫婦の通勤や、それぞれの実家の往来を考慮し、最初は佐々町内で農用地以外の用地を検討していたが、いずれも所有者との協議不調や所要面積不足で取得に至らなかった。やむなく当該農地を含む農用地の範囲に加え、当該農地を選定することとしたとして土地の所在が、先ほどお話しました149番1、田、601m<sup>2</sup>となります。

25ページを御覧ください。場所の説明です。町道木場線から町道半白線へ木場川のほうへ下りていったところ、図面上でいくとピンクの部分になります。

26ページを御覧ください。字図となります。真ん中にあるピンクで囲んだ149の1というのが今回の申請地です。左端、右端は、それぞれ赤道に囲まれており、上側、149の2というのは公衆用道路となっております。下側の149の5というのは公衆用道路で、これはアスファルト舗装された町道になります。外周は全て赤道も含めてですけれども、道路に接しているような土地になります。

次に27ページ、28ページを御覧ください。現地の写真となります。ちょっと見づらいくれども、写真1、写真2の②、それぞれ青い線で結んであるところが土地の境界付近となります。ブロック積みの上が土地の境界となっているということです。

28ページを御覧ください。写真が③から⑤までありますけれども、現地の状況がこういった状況になっております。

30ページを御覧ください。同意書ということでつけておられます。転用し、使用することについて、支障ありませんので、異議なく同意しますということで、地権者の〇〇〇〇さんの後見人、〇〇〇〇さんで出されておられます。

33ページを御覧ください。被害防除計画書です。①の(1)ですけれども、申請地の造成計画としては、ほぼ現状のまま利用するということになっております。また、(2)ですけれども、被害防除措置の内容としまして、周囲にブロック積みを設け、土砂流出を防止するため、被害が生じるおそれはないということになっております。

②ですけれども、生活排水は合併浄化槽、雨水排水は道路側溝へということで計画がされています。

35ページを御覧ください。敷地の平面図、配置図が記載されています。図面左側の下側のほうが建物、真ん中付近に駐車場として4台、浄化槽を設置して、汚水については道

路側溝に排出するという計画になっています。

以上、説明を終わります。

会長（吉野 裕君） この件について、何か御意見、御質問はありませんか。地元委員さんからもないですか。この件も、先ほど申しましたとおり、転用の際、改めて申請があります。整備計画変更について、何も意見がないようですので、やむを得ないと判断し、返答いたします。

それでは、次、3件目に移ります。3件目をお願いします。事務局長。

事務局長（橋川 貴月君） 資料の38ページを御覧ください。令和3年11月25日、佐々町農業委員会会長様。佐々町農業振興地域整備計画変更に係る意見聴取についてということで、変更番号の3の5となっております。

次の39ページを御覧ください。佐々町農業振興地域整備計画変更計画書。変更番号3の5、申請人氏名、〇〇〇〇さん、申請人住所、〇〇〇〇、申請地所在地、佐々町平野免字石原田50番1、除外面積、180m<sup>2</sup>、現況地目、畑、除外目的、宅地となっております。

次の40ページを御覧ください。農業振興地域農用地区除外申請書としまして、変更理由が出ております。申請地は長く休耕の状態です。申請者のおじから土地の贈与を受け、夫とともに一般個人住宅を建築する計画ですということで、土地の所在が先ほど話した50番1になります。

41ページを御覧ください。場所の御説明です。小さくて見づらいですが、真ん中付近に佐々町と書いたところの左側、赤く小さな四角で囲んだ場所になります。

続いて42ページを御覧ください。真ん中付近に赤で囲んだところが場所になります。申請地の前を走っている道路、縦に上がっている道路が町道平野線となり、すぐ近くに町議の御自宅があるところになります。

次の43ページを御覧ください。字図となります。真ん中に書いてある50番1が申請地です。隣接で農地が49番1、51番1、52番1ということで農地が隣接しています。あとは町道と雑種地が接しているという形になっています。

次、44ページを御覧ください。現地の写真です。赤で囲んだところが今回の申請地となります。

46ページ、47ページを御覧ください。先ほど字図で説明しました隣接農地の方の承諾書がつけてございます。

それと、次の49ページを御覧ください。被害防除計画書。申請地の造成計画としまして、切土を行うということで、最高で1.7mほど、(2)としまして被害防除としては

擁壁を設けます。被害防除の内容、または被害の発生のおそれがない理由としては、斜面地であるため、一部切土を行い、擁壁を設けます。

②農業用用水施設に有する機能に支障を生じさせないための措置としては、雨水については水路へ放流、汚水、生活排水については合併浄化槽で道路側溝に排出ということで計画がされております。

51ページを御覧ください。敷地の配置図となります。図面の下側が町道となります。薄く灰色で塗ってある部分が住宅を建設される位置となります。

引き続き54ページを御覧ください。54ページは造成計画断面図となっております。被害防除計画でありましたように、図面の左側のほうが最大で1.7mほど切土を行うという部分になります。

併せて55ページを御覧になられると、今回の計画で造成計画の平面として、外周に対しては、それぞれ石積み腹付をつけたり、先ほどの図面の左側のほうでいくと、宅地裏面石積み腹付という形で、そういった工法を取られるようになっていらっしゃるようです。

以上、説明を終わらせていただきます。

会長（吉野 裕君） この件について、何か御意見、御質問があられる方はいらっしゃいませんか。17番。

17番（筒井 浩一君） （聞き取り不能）。

会長（吉野 裕君） 事務局長。

事務局長（橋川 貴月君） 45ページを御覧ください。土地の登記簿がつけてあります。地主は〇〇〇〇、〇〇〇〇さんとなっております。

ちなみに関連ですけれども、40ページに先ほど説明しましたけれども、除外申請として出している（トムラエリコ）さんという方ですけれども、その方のおじさんが、地主さんの（ニイムラケイイチ）さんになられるという形での申請となっております。

会長（吉野 裕君） 5番。

5番（築城 武美君） 所有者じゃない方が農振除外の申請をすることは可能なんですか。

会長（吉野 裕君） 事務局。

事務局長（橋川 貴月君） 申し訳ありません。その確認は私のほうではしておりませんでした。ただ、受け付けたほうに、再度、そこは本当にこれでよいかの確認はさせていただきたいと思っております。

5番（築城 武美君） 前例とかあったほうが、より分かりやすいのですが。所有者じゃない方、第三者が、その人の農振除外の申請というのは、何か納得いかない。

会長（吉野 裕君） 事務局。

事務局長（橋川 貴月君） 再度、そこはこれでいいのかというところの確認を担当課にしますので、すみません、そういうことでよろしくをお願いします。

会長（吉野 裕君） ほかにございませんか。なければ、先ほど5番委員さんの質問に対して、次回にでも産経から回答を得て報告いたします。

見直しについては意見ないということでもよろしいですか。やむを得ないと判断し、回答いたします。

4件目をお願いします。事務局。

事務局長（橋川 貴月君） 資料の56ページを御覧ください。令和3年11月25日、佐々町農業委員会会長殿。佐々農業振興地域整備計画変更に係る意見聴取についてということで、変更番号3の6となります。

57ページを御覧ください。佐々農業振興地域整備計画変更計画書。変更番号3の6。申請人氏名、〇〇〇〇、申請人住所、〇〇〇〇、申請地所在地、1、佐々町野寄免字榎ノ元417番1、2、佐々町野寄免字榎ノ元418番1、除外面積、1、1、333m<sup>2</sup>のうち23.22m<sup>2</sup>、2として175m<sup>2</sup>のうち7.53m<sup>2</sup>、合計の30.75m<sup>2</sup>、現況地目しては田、除外目的としては宅地となります。

58ページを御覧ください。農業振興地域農用地区除外申請書としまして、1、変更理由、平成5年9月27日付で私の姉夫婦が自宅建築のため418番3、417番6の土地（田）を農地転用の許可を受け、その後、業者に依頼し、造成を済ませていたが、今般、境界の復元を行ったところ、418番1、417番1に構造物が越境していることが判明したため、違反転用として対処してまいりますので、除外の承認をお願いいたしますということです。土地の所在地として417番1の一部、地目、田、面積が1、333m<sup>2</sup>のうち23.22m<sup>2</sup>、ほか1筆として提出されております。

59ページを御覧ください。場所の説明となります。町道神田線から町道野寄線へ上がっていく途中となります。詳細が60ページにもございます。60ページ、61ページです。赤で塗ったところが、今回、境界の誤認により農地へ構造物がはみ出たところとなります。

引き続いて、63ページを御覧ください。字図です。同じように、赤で塗ったところ、宅地の構造物がはみ出ている場所が、この場所ということになっています。

64ページに現地の写真がございます。

それと69ページを御覧ください。69ページは被害防除計画書がつけてありますけれども、②のところ、近隣農地の日照とか通風、耕作に関して影響を及ぼすおそれを生じさせないための措置としては、現地は今回申請の所有者のため、被害としては考えておりま

せんということでした。

それと、次の70ページを御覧ください。詳細図がつけられております。黄色の部分と青の部分の2筆分が今回の除外申請の対象地となります。

以上、説明を終わります。

会長（吉野 裕君） この件について、何か御意見、御質問はありませんか。5番。

5番（築城 武美君） 63ページの（聞き取り不能）。

会長（吉野 裕君） 事務局。

事務局長（橋川 貴月君） 今回、これで除外申請が出て、この後、農地の転用申請が出てくることとなります。

5番（築城 武美君） 除外申請自体は、道路から全部を除外することになってますね。この写真は、恐らく違反転用の部分だけを示すべきであって、全部を除外申請の写真として使うのは問題があるんじゃないかということ。だから差し替えか申請か、（聞き取り不能）。

会長（吉野 裕君） 事務局。

事務局長（橋川 貴月君） 担当課のほうに、そういった意見がありましたということで、修正の依頼を事務局のほうからかけたいと思います。よろしくをお願いします。

会長（吉野 裕君） ほかにございませんか。なければ、先ほどの意見を条件としてつけて、変更はやむを得ないと判断し、ということで回答いたします。

次に、日程（6）に移ります。日程（6）その他について、事務局から説明をお願いします。事務局長。

事務局長（橋川 貴月君） 日程（6）ですけれども、①農業者年金加入、全国農業新聞購読についてということで書かせていただいております。農業者年金につきましては、推進部長の池田委員及び築城委員の御協力により、つい先日、1名の加入があったことの御報告をさせていただきたいと思います。引き続き、全国農業新聞の購読の追加はありませんでしたので、今後も年金のほうは1名加入がありましたけれども、新聞の購読についても、皆さん方の御協力をよろしくお願ひしたいと思っております。①については以上です。

引き続き②です。1月の定例会の日程についてということですが、五役会を1月18日、火曜日、13時30分からと考えております。総会ですけれども、1月25日、火曜日、13時30分からということで計画をしたいと思います。

引き続き、その他というところで移らせていただきます。1月に農業委員会だよりの発行をするということで、編集委員さん五役の方がなられて、編集をしていただいております。役員の方及びそのほかの方に御協力いただいたおかげで、やっと発行の準備ができて

おります。一番後ろの席に、あの様式で印刷物ができる形になります。実際は、もうちょっと光沢があるものになるのですけれども、参考に見ていただけたらと思っております。なお、納品が12月27日に納品の予定となっておりますので、1月には各営農組合を通じて配付させていただきたいと思っております。

また、以前も話がありましたけれども、議員さんの中では配付をしてもらえなかった方もいらっしゃるみたいですので、そういったところがないように、事務局としては対応していけたらと思っております。

事務局からは以上です。

会長（吉野 裕君） その他ですけれども、皆さんのほうから何かありませんか。5番。

5番（築城 武美君） 編集委員の一人として御報告申し上げたいと思いますが、（ ）原稿をいただいて載せておりますが、句読点、その他について、編集委員会で訂正をさせていただいたところがありますので、そこは了承していただきたいと思っております。出された原稿のまま載せていない。一部、点を入れたり、文章を削除したり、変更したりというページがありますので、自分が出した原稿とちょっと違うなと思われるかもしれませんが、そこは御容赦願いたいと思っております。

会長（吉野 裕君） ほかにありませんか。8番。

8番（藤永 九市君） 農業委員会だよりの編集、私も一つの提案として申し上げたのですけれども、五役の皆さんが一手に受けてなされた。何回も行っておられる様子をお聞きしておりましたけれども、大変だったなというふうに心から敬意を表したい。今まで申し上げましたように、事務局が一手に受けたような形の中でされていたものですから、今、5番委員がおっしゃいましたような、削除した、かれこれというのかなりあったのですね。今、おっしゃいましたようなことで、5人で全部チェックしながらなされてきたということで、かえって農業委員会だよりが充実した形になったのではないかなというふうに受け止めております。私が申し上げたことで、皆さん方に迷惑をかけたなという気もしますので、大変恐縮をしているところです。

そして、ついですけれども、同じく5番委員さんが前回のときにおっしゃっていただいた配付の問題。つまり農業者だけ、それから関係機関だけだったのですが、やはり農業の実態を知らしめるためには町民にもというふうな話を意見としてしましたよね。そういう中で、5番委員さんの話では回覧の方法もあるだろうということもおっしゃってましたよね。今後、それをいきなりどうこうとは言いませんけれども、農業委員会だよりを、農業はこうあるんだということを知らしめるためにも必要だと思いますので、今後は、その点を何か考えがあって、どうするか。配付の在り方です。今までどおりなのか、その辺を

お聞きしておきたいと思います。回覧方式というのも考えられたのかどうか。会長を含めてどう思いますか。とじ込みで、全世帯に対しての、世帯に配るのは大変だけれども、回覧方式だったら町内会ごとに配付できるだろうという意見がなされましたよね。それは大変結構なことだと思いますけれども。自分が農業委員であっても、うちには来ない。これはよい事例ですよ。その点は、今後の取組として何か考えは。農業委員会だよりができたものを配付することについてお伺いしているわけです。その点は何か検討されましたか。確認しておきたい。今までどおりですか。

会長（吉野 裕君） 事務局。

事務局長（橋川 貴月君） 部数に限りがあるものですから、町内全世帯には配付が難しいと考えていますけれども、回覧とかいう方法は十分できることですので、昨年配付したところ以外のところについては、そういった回覧物という形で、町内会、全世帯に見ていただけるようにしたいと考えております。そういうことでよろしいでしょうか。

会長（吉野 裕君） 5番。

5番（築城 武美君） 町内会で、町内会長さんのところに町の文書が届きますよね。それを仕分して各班に回覧のものは回覧という形で回るんですけども、佐々町内に、班単位で回覧をさせるといったものは、相当数の部数を用意しないといけないなど。例えば、私は野寄にありますが、野寄では10班ありますから、10冊はいるんです。ほかのところもそれ以上の班がある。班で回覧するんです。だから、その辺で班の数等を調べて、（聞き取り不能）こともありますからもうしばらくありますので、その辺も研究していただきたいかなど。本当にできるんですかという。

会長（吉野 裕君） 事務局。

事務局長（橋川 貴月君） ありがとうございます。そこは確認をして、確か130部ぐらい必要になってくるかと思います。回覧する分で、今、私が知っている限りでは。実際に、今、発注をかけているのが450部かけていますので、農家世帯が300ちょっとありますので、ぎりぎりの数字になってくるかなとは思っています。

会長（吉野 裕君） 8番。

8番（藤永 九市君） むやみに申し上げて、しなさいとは思わないのです。ただ、一番基本的な考え方は、佐々町は農業が基幹産業とうたいながらも、実際は農家だけであって、私が申し上げたように、農家の実態を知らない人がほとんどで多かったです。これはもうはっきりしているんです。だから、そういう状態でいいのかということと、それから、やはり実態を知ってもらう必要がありますし、ほかの団体事業等でもお分りのとおり、例えば学校だよりとか警察だより、育成会だより、かれこれありますよね。そういう中で、必ず回覧

板で回ってきます。そういうことを考えると、農業の実態を知らしめるためにも、農業委員会だよりをお願いして回しても悪くはないと思うんです。そして年に1回でしょう。であれば、そう皆さん方に負担とか迷惑はかけないというような気がしてならないんです。回覧で回すだけですから、毎月発行するわけでもないし。だから、その点も、いきなりしなさいとは思いませんけれども、時間をかけて検討されて。もちろん勝手にお願いしますよと言われないうから、町内会の連絡協議会とかにお伺いしないと、物事には順序があるようですから、その辺も含めて、できましたら、そういう形を取っていただきたいなと思いましたが、どういふふうになっているかなということでお尋ねただけです。今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

会長（吉野 裕君） 事務局。

事務局長（橋川 貴月君） 御意見ありがとうございました。検討をさせていただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

会長（吉野 裕君） 遅くなりましたけれども、藤永委員さんにはハウスの撮影を好意的にありがとうございました。なかなか写真を撮るのも……。

8番（藤永 九市君） 迷惑をかけたような感じになったもので、申し訳なかつた。

会長（吉野 裕君） ありがとうございます。

ほかにございませぬか。なければ、本日の日程は全て終了しました。ありがとうございます。

4番（藤永 茂君） いつも例年は農業委員手帳を配付しておられましたけれども、今回はないのですか。

事務局長（橋川 貴月君） 手帳ですね。購入をしまして、新年度分はまた準備いたします。

4番（藤永 茂君） （聞き取り不能）月に配付されるということですね。

事務局長（橋川 貴月君） はい。

以上で全日程が終了しました。吉野会長、議事進行ありがとうございました。委員の皆様も長時間になりましたけれども、出席していただきましてありがとうございました。本日の会議は以上となります。

それと、先ほど話したように、一番後ろに、まだサンプルですけれども、正式なものはきれいに折りたたんで出てくることとなりますけれども、農業委員会だよりの下刷りができてきていますので、よろしければ見ていただけたらと思ひます。よろしくお願ひします。

以上です。どうもお疲れさまでした。

( 閉 会 午後 14 時 50 分 )



上記のとおり相違ありません

会 長 音野 裕

会議録署名委員

山下夕見子

会議録署名委員

濱野卓世